

2-2 消防用設備等の設置単位

1 消防用設備等の設置単位について

- (1) 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。
- (2) 棟とは、原則として、独立した一の建築物又は二以上の独立した一の建築物が渡り廊下等で相互に接続されて一体となったものをいうこと。
なお、「相互に接続」とは構造的に接続されているものであること。

2 消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定に関する事項

- (1) 令第8条第1号について
 - ア 規則第5条の2第1号の規定中「その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造」については、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル等がこれに該当するものとして取り扱えるものであること。
なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏洩防止対策が講じられるよう留意すること。
 - イ 規則第5条の2第3号の規定中「耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から50cm以上突き出していること」については、床の両端が外壁から50cm以上突き出していること、壁の両端が外壁から50cm以上突き出していること及び壁の上端が屋根から50cm以上突き出していることが想定されるものであること。

図1

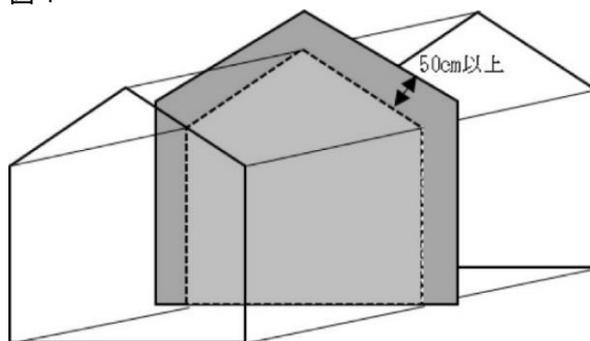
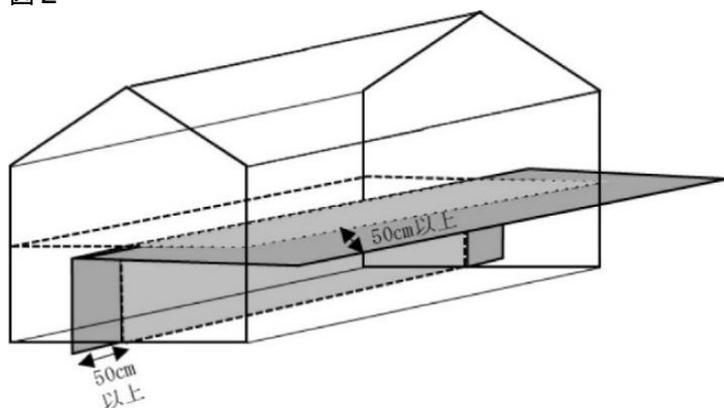


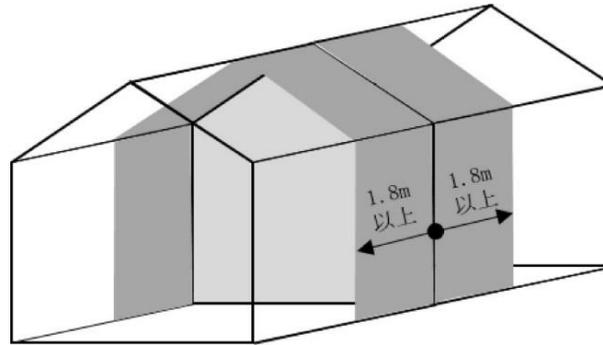
図2



ウ 同号ただし書の規定中「耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅3.6m以上の部分を耐火構造とし」については、耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ1.8m以上の部分が耐火構造となっていることが望ましいものであること。

また、耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものであること。

図3

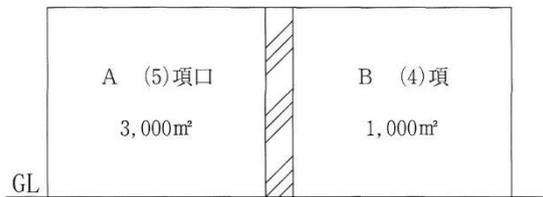


■：耐火構造（耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りる。）

- エ 規則第5条の2第3号イの規定において「開口部が設けられていないこと」とされている部分については、面積の小さい通気口、換気口等であっても設けることができないものであること。
- オ 規則第5条の2第4号に規定する配管及び当該配管が貫通する部分（以下「貫通部」という。）については、次によること。
- (ア) 排水管に付属する通気管については、耐火構造の壁等を貫通させることができるものであること。
 - (イ) 貫通部の内部の断面積が、貫通する穴の直径が300mmの円の面積以下である場合、規則第5条の2第4号ただし書に規定する基準に適合する配管であれば、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができるものであること。
- カ 消防用設備等の設置については、次によること。
- (ア) 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその用途、面積に応じて消防用設備等を設置すること。

〔例〕

<全体としては(16)項イ4,000㎡>



注)

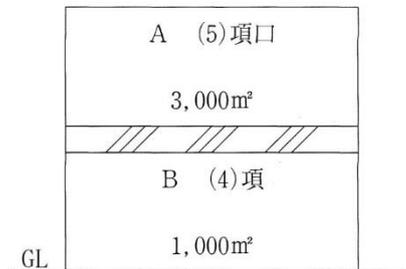


開口部のない耐火構造の壁(以下同じ。)

※ A・Bのうち少なくとも壁を支持する一方が特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物であること。(当該壁が自立する構造の場合を除く。以下同じ。)

〔例〕

<全体としては(16)項イ4,000㎡>

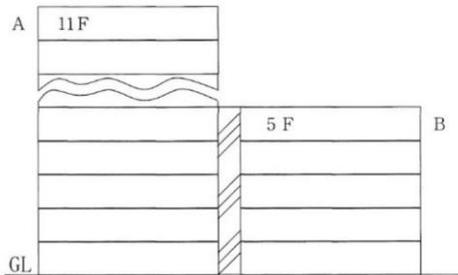


※ Bは特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物であること。(以下同じ。)

A→延べ面積3,000㎡の(5)項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
B→延べ面積1,000㎡の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

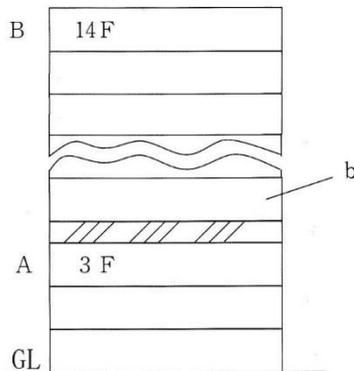
- (イ) 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその階又は階数に応じて、消防用設備等を設置すること。
ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあつては、下の部分の階数を算入すること。

〔例〕



A→階数11の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
B→階数5の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

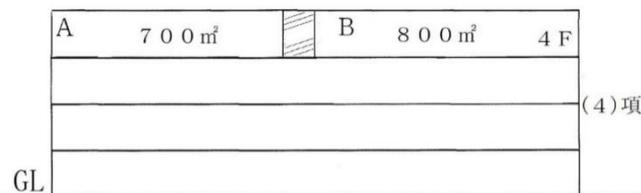
〔例〕



A→階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
B→階数14の防火対象物として、また、b部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

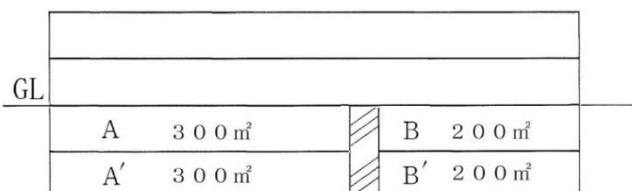
- (ウ) 耐火構造の壁等で区画されている階に階単位の規制を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うこと。

〔例〕



4階部分の床面積は1,000m²以上であるが、A、Bは4階で開口部のない耐火構造の壁で1,000m²未満に区画されているので、4階には令第12条第1項第11号ロを適用しない。

〔例〕



地階部分の床面積の合計は700m²以上であるが、(A+A')、(B+B')は地階において開口部のない耐火構造の壁で700m²未満に区画されているので、令第28条の2第1項を適用しない。

(2) 令第8条第2号について

規則第5条の3第2項第1号の規定中「渡り廊下等の壁等」及び同項第2号の規定中「渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等」（以下単に「渡り廊下等の壁等」という。）により区画され、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させること。また、渡り廊下等における消防用設備等の設置については、原則として上記の渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。

なお、上記原則によるほか、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の管理権原者が異なる場合等においては、実情に応じた取扱いとしても差し支えないこと。

(3) 壁等基準について

ア 防火上有効な措置が講じられた壁等の基準（令和6年消防庁告示第7号。以下「壁等基準」という。）第3第2号の規定中「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」については、渡り廊下が設けられている防火対象物の部分相互間の距離であって、水平距離で測定するものであること。具体的には、次の図4から図6までの場合、Aの部分となること。また、1階と2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合には、2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合の取扱いとするものであること。

図4

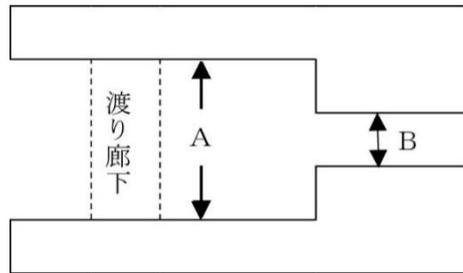


図5

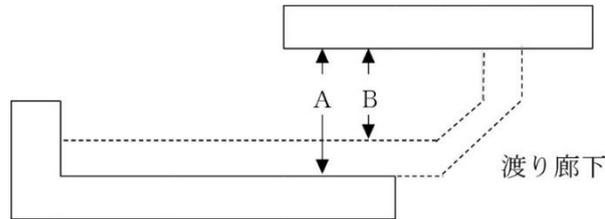
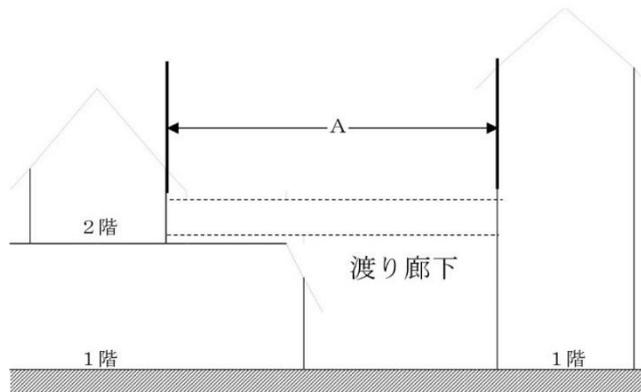
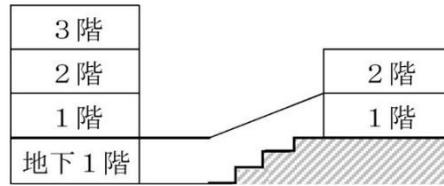


図6



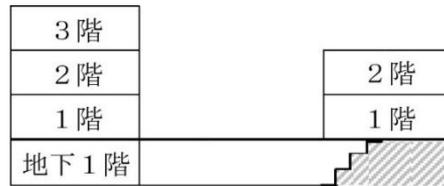
イ 壁等基準第2第2号に規定する地下連絡路の例は、次の図7から図9までとすること。

図7



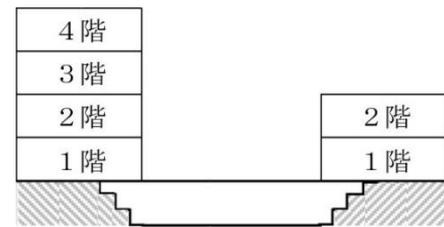
地下1階と1階を接続する場合
(地下連絡路の天井が途中から地上に露出する。)

図8



地下1階と1階部分を地下で接続する場合

図9



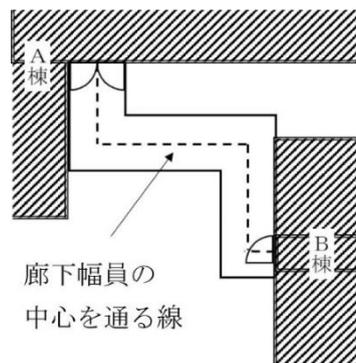
1階部分同士を地下連絡路で接続する場合

ウ 図7の場合、当該地下連絡路のうち天井が地上に露出する部分が過半で、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが3m以内である場合の当該地下連絡路の排煙設備は、壁等基準第3第2号(3)ハ(ロ)の規定によることができること。

エ 壁等基準第3第2号(2)の規定中「開口部の面積が4㎡以内」については、各階ごとに判定するものであること。

オ 壁等基準第3第2号(3)ハ(ロ)の規定中「渡り廊下の長さ」は、図10のように廊下幅員の中心を通る線で判定するものであること。

図10



- カ 壁等基準第3第2号(3)ハの規定中「機械排煙設備」については、建基法の基準に基づき設置される排煙設備が想定されるものであること。
- キ 壁等基準第6の規定中「消防長又は消防署長が認める壁等」については、一定のフェイルセーフ設計を取り入れたものが想定されるものであること（参考：類例としては、渡り廊下等の基準と同等の防火安全性能を有するものとして接続した建築物同士に火災の影響を及ぶことのないものとして取り扱われている「緩衝帯」等がある）。